

労保連労働災害保険への加入又は保険料のお見積をご希望の際は、この用紙に所要事項を記入し、全国労保連本部の労働災害保険課へFAX等でご送付ください。保険料を算出した労保連労働災害保険契約申込書を作成し送付いたします。

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会行

作成日 令和 年 月 日

労保連労働災害保険 契約申込書作成依頼書

労働保険事務組合名

労働保険番号	府県	所掌・管轄	基幹番号	枝番号	追番
		※※※			

申込者	事業場の名称			
	事業主の氏名			
	事業場の所在地	〒 — TEL — —		
	業種コード			

①基礎賃金総額（年間） 千円

（ 年度概算賃金総額）

※ 前年度の概算賃金総額をご記入ください。

業種コード31～38の賃金総額算出は次のどちらかを○で囲んでください。

請負金額×労務費率

実賃金

保険契約期間			
令和 年 月 日	午前0時から		
令和 年 8 月 1 日	午前0時まで		

特別加入者氏名

給付基礎日額

保険料算定基礎額（年間）

特別加入者		円 × 365 =	円
		円 × 365 =	円
		円 × 365 =	円
		円 × 365 =	円
		円 × 365 =	円
		円 × 365 =	円

特別加入者の保険料算定
基礎額（年間）

合計 円

千円未満切り捨て

②

合計 千円

①+②

保険料算出基礎賃金総額（年間） 千円

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

[FAX 03-3234-8880]

（注）この依頼書により取得する個人情報は、当会保有個人情報の管理諸規則に基づき、労保連労働災害保険事業の管理、運営等に限り利用するものとし、法令に基づく場合を除き、第三者に提供いたしません。

記入例

労働災害保険への加入又は保険料のお見積をご希望の際は、この用紙に所要事項を記入し、全国労保連本部の労働保険課へFAX等でご送付ください。保険料を算出した労保連労働災害保険契約申込書を作成し送付いたします。

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会行

A 作成日 令和 元年 7月20日

労保連労働災害保険 契約申込書作成依頼書

労働保険事務組合名 ○○労働保険事務組合

B 労働保険番号	府県	所掌・管轄	基幹番号	枝番号	追番
	1 3	※ ※ ※	9 0 0 0 0 5	0 0 1	0 0

申込者	事業場の名称	山田建設 株式会社				
	事業主の氏名	代表取締役 山田 太郎				
	事業場の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都千代田区〇〇〇〇〇 TEL 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				
	C 業種コード	3	5			

E ①基礎賃金総額（年間） 10,000 千円

（平成30 年度概算賃金総額）

※ 前年度の概算賃金総額をご記入ください。

業種コード31～38の賃金総額算出は次のどちらかを○で囲んでください。

請負金額×労務费率

実賃金

D 保険契約期間

令和 元 年 8 月 1 日午前0時から

令和 2 年8月1日午前0時まで

F 特別加入者氏名

給付基礎日額

保険料算定基礎額（年間）

特

山田 太郎

20,000 円 × 365 =

7,300,000 円

山田 花子

10,000 円 × 365 =

3,650,000 円

<労保連労働災害保険契約申込書作成依頼書の記入方法>

A 作成日

作成依頼書を作成した日付を記入してください。

B 労働保険番号

保険契約申込書は労働保険番号ごとに作成するため、作成を希望する労働保険番号を記入してください。なお、追番は00としてください。

C 業種コード

建設業の場合は、主たる業種の業種コードを記入してください。

D 保険契約期間

加入又はお見積もりを希望される期間を記入してください。

E 基礎賃金総額

保険年度の前年度の概算保険料の算定基礎となった賃金総額を記入してください。（例：令和元年8月1日午前0時からの加入の場合、保険年度は令和元年度のため、平成30年度の概算賃金総額を記入します。）
なお、新規に成立した事業場で前年度の概算保険料の算定基礎となった賃金総額がない場合は当年度の概算保険料の算定基礎となった賃金総額（算定された期間が1年に満たない場合は1年間の金額に相当する額に換算した額）を記入してください。

F 特別加入者

特別加入者の賃金総額は、被災時における保険金支払の関係上、当年度の概算保険料算定基礎額を記入してください。

<365= 円

<365= 円

<365= 円

定

合計 10,950,000 円

千円未満切り捨て

② 合計 10,950 千円

額（年間） 20,950 千円

法人 全国労働保険事務組合連合会

FAX 03-3234-8880]

管理諸規則に基づき、労保連労働災害保険事業

